

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった「別紙①は、岩出市で作製された図であることを証明できる公文書原本」の公開請求(以下「本件請求」という。)について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成28年1月12日(受付は同日)、異議申立人は、岩出市情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年1月22日、実施機関は、本件請求に対して、「請求文書が存在しないため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 同年1月28日(受付は同日)、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

拒否の決定を取り消せ。

第4 異議申立ての主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 拒否の理由である「請求文書が存在しないため」は、根拠がない。
- 2 公開請求書に別紙①として添付する図について、実施機関は、昭和31年7月7日付けで和歌山県知事あてに行った「那賀郡岩出町外3ヶ村を廃しその区域並びに同郡小倉村の一部の区域をもって岩出町を設置する処分申請」に関する文書の一部であると主張しているが、当時の岩出町が作成したことが証明できる文書がない公文書は、岩出市情報公開条例第2条第2項の規定による公文書ではなく偽造している文書であるから、調査したうえ地番の移動等全て無効にすべきである。

第5 実施機関の説明

- 1 異議申立人が公開請求書に別紙①として添付する図は、以前に異議申立人からの公文書公開請求に応じて公開した昭和31年9月30日の合併に関する経過を記録するためとして昭和50年6月1日に当時の岩出町助役により作成された「那賀郡岩出町沿革史」とする簿冊に綴られている昭和31年7月7日付けで和歌山県知事あてに行った「那賀郡岩出町外3ヶ村を廃しその区域並びに同郡小倉村の一部の区域をもって岩出町を設置する処分申請」に関する文書の一部であり、小倉村の一部の区域を示す図面である。
- 2 「那賀郡岩出町沿革史」については、既に異議申立人に公開しているところであり、その他に公開請求書に別紙①として添付する図を当時の岩出町において作成したことが証明できるような文書は確認できなかったことから不存在として請求を拒否した。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件処分の対象となった公文書について
異議申立人は、「那賀郡岩出町沿革史」の一部である公開請求書に別紙①として添付する図について当時の岩出町で作製されたものであることが証明できる文書の公開を求めている。一方、実施機関は、以前に公開した「那賀郡岩出町沿革史」のほかには公開請求書に別紙①として添付する図に関する文書はなく、当時の岩出町において作製したことが証明できるような文書は確認できないとしている。
- 2 本件処分の妥当性について
 - (1) 審査会は、条例第13条に規定されているように実施機関が行う公文書の公開可否決定等に係る判断の妥当性について審査を行う機関であり、異議申立人の主張する以前に公開した「那賀郡岩出町沿革史」に添付する図の真偽について判断を行うものではないところ、本件処分の対象となった公文書が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。
 - (2) 「那賀郡岩出町沿革史」として綴られている文書について確認したところ、公開請求書に別紙①として添付する図について当時の岩出町が作製したことが証明できるような文書は確認することはできなかった。
 - (3) 実施機関は、異議申立人に対して既に「那賀郡岩出町沿革史」として綴られている文書の全てを公開していることから対象となる公文書を隠蔽する理由はないと考えられるところであり、公開請求書に別紙①と

して添付する図が当時の岩出町において作製したことが証明できるような公文書は確認できないとする実施機関の説明に何ら不自然、不合理な点は認められない。

(4) よって、実施機関が行った本件処分は、妥当である。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地番の移動を無効にすべきであるなどの主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・2・2	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H28・2・9	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・2・16	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・2・22	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼 （異議申立人から反論書の提出なし）
H28・4・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・実施機関担当者から説明の聴取 （異議申立人から口頭での意見陳述の申出はなし）